

「防災体制・災害発生時の対応とその備え」を重視

令和2年版『防災白書』に見る新たな取り組み

令和2年版防災白書では、「激甚化・頻発化する豪雨災害」を特集し、令和元年（2019年）8月の大雨災害、令和元年9月の房総半島台風（台風第15号）、令和元年10月の東日本台風（台風第19号）による被害状況、さらにその際の政府やボランティア・NPOなどとの連携や対応、今後の課題について記述している。本稿では、特に平成30年7月豪雨などにおいて明らかとなった課題に対する対応として行った「防災基本計画の修正」（令和元年5月）について紹介する。

防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法第34条に基づき、中央防災会議が作成するわが国の防災に関する基本的な計画であり、「災害および災害の防止に関する科学的研究の成果ならびに発生した災害の状況およびこれに対して行われた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認める時」は修正することとされている。防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関および指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

令和元年度は、令和元年5月に防災基本計画の修正を行った（図1）。

主な修正内容として、平成30年7月豪雨などにおいて明らかとなった課題に対する対応などについて記述を追加している。

具体的には、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関して、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動などの周知、住民の避難行動などを支援する防災情報の提供などについて記述している他、ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣や、被災市区町村応援職員確保システムの充実など、平成30年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた記述を追加している。

この他、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応や、外国人に対する防災・気象情報の多言語化など、最近の施策の進展などを踏まえた所要の修正を行っている。

防災基本計画修正（令和元年5月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知（避難訓練と合わせた防災教育の実施や防災と福祉の連携等）
- 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

避難のタイミングを明確化			
レベル3：高齢者等避難	レベル4：全員避難		
警戒レベル (洪水、土砂災害)	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災象徴情報
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害の発生情報 (出来る範囲で発令)	指定河川 洪水予報
警戒レベル4	避難	・避難勧告 ・避難指示（緊急）	土砂災害 警戒情報
警戒レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始	危険度分布 等

5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

平成30年に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正

- ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣
- 被災市区町村応援職員確保システムの充実
- 液状化ハザードマップの作成・公表
- 関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理
- 走锚等に起因する事故防止のための監視体制の強化等
- ため池の耐震化や統廃合の推進

その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき実施）
- 外国人に対する防災・気象情報の多言語化
- 行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化
- 中小企業等における防災・減災対策の普及促進

図1 防災基本計画の修正概要（令和元年5月）

（出典：内閣府資料）

地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験によるところが大きい。このため、内閣府においては、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、平成25年度より国や地方公共団体の職員を対象とする「防災スペシャリスト養成研修」に取り組んでいる。このうち令和元年度「有明の丘基幹的広域防災拠点施設における研修」では、コースごとにワーキンググループを開催し、コーディネーターとカリキュラム、研修指導要領、テキスト、テスト、人的ネットワークの取り組みなどの検討・見直しを行った。

そして、令和元年度より実施した「地域研修」では、地域による自立した防災人材育成を推進するため、地域の実情やニーズに応じた内容を盛り込み、地方公共団体などの職員の防災に関する人

材の育成を図った。

また、全国の市区町村長を対象とする「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府および消防庁の共催で実施し、災害対応の陣頭指揮をとる市区町村長の迅速かつ的確な判断能力の向上を支援している。令和元年度の同セミナーにおいては、特に就任間もない市区町村長に参加を呼びかけ、297名が参加し、首長としての初動対応のあり方や、実際に被災した地方公共団体の初動対応などについて研修を行った。

さらに、内閣官房、内閣府および消防庁の共催により、自治大学校において関係省庁、都道府県、政令指定都市の防災・危機管理責任者を対象とした「防災・危機管理特別研修」を平成31年4月に2日間にわたり実施した。今後とも、これら研修などの内容の充実を図り、さらなる防災力・災害対応能力の向上を図る必要がある。

指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」は、津波、洪水などによ